

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（基金又は連合会の規約の変更）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 企業年金連合会（以下「連合会」という。）は、一部施行日までに、その規約を新法第五十三条第一項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（中途脱退者に係る措置に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基金が一部施行日以後に厚生年金保険法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項（法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第六十条から第六十二条までの規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条、第六十二条の二及び第六十五条の規定の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（基金又は連合会の規約の変更）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、一部施行日までに、その規約を新法第五十三条第一項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（中途脱退者に係る措置に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基金が一部施行日以後に新法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項（法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第六十条から第六十二条までの規定を適用せず、新法第六十条から第六十二条の二までの規定の例による。</p>

(解散基金加入員に係る措置に関する経過措置)

第六条 厚生年金保険法第六十一条の規定は、一部施行日以後に解散した基金及び当該基金に係る解散基金加入員について適用する。

第七条 法律第三十四号附則第八十二条第一項に規定する者である解散基金加入員が同項に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)の額については、同法第六十一条第三項中「第三百二十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」とする。

2 厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付については、同法第六十三条の二に定める場合のほか、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金又は特例老齢年金について法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、厚生年金保険法第六十一条第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民

(解散基金加入員に係る措置に関する経過措置)

第六条 新法第六十二条の三の規定は、一部施行日以後に解散した基金及び当該基金に係る解散基金加入員について適用する。

第七条 法律第三十四号附則第八十二条第一項に規定する者である解散基金加入員が同項に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する新法第三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)の額については、新法第六十二条の三第三項中「第三百二十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」とする。

2 新法第六十二条の三第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付については、新法第六十三条の二に定める場合のほか、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金又は特例老齢年金について法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、新法第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、新法第六十二条の三第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民年金法

年金法等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、「老齢厚生年金の受給権を有していたとき」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特別老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金」と、「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二条第二項の規定の例により計算した額又は同法附則第八十三条の二に規定する額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、前条第二項及び同法第百六十三条の二の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する老齢年金給付は、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第一項又は法律第三十四号附則第五十六条第二項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付（厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。）は、前項本文の規定にかか

等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、「老齢厚生年金の受給権を有していたとき」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特別老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金」と、「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二条第二項の規定の例により計算した額又は同法附則第八十三条の二に規定する額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第六十二条の第三第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、前条第二項及び新法第百六十三条の二の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する老齢年金給付は、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第一項又は法律第三十四号附則第五十六条第二項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、新法第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特別老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付（新法第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。）は、前項本文の規定にかかわらず

ならず、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5  
7 (略)

、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5  
7 (略)